

第2次

# 安全・安心な食のまち・ さっぽろ推進計画

2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)



「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づく推進計画

SAPPORO 札幌市

---

## “安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指して

---

食の安全と安心は、市民の健康で豊かな日常の食生活の基盤であるとともに、札幌の食の魅力や食産業、観光等を支える重要な基盤でもあります。一方、ひとたびその安全と安心が揺らぐと、市民生活のみならず、食産業や観光にも大きな影響を与えることとなります。

札幌市では、平成25年4月に施行した「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づき、「市民及び観光客等の健康保護を最優先」など5つの基本理念のもと、平成27年3月に「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」を策定し、事業者の自主的取組や食に関するリスクコミュニケーションを推進してまいりました。

広い大地と豊かな海を有す北海道の気候風土が育んだ各地のおいしい食材を使用した札幌の食は、市民はもちろん観光客にとっても魅力的であり、食産業や観光を支える都市経営の重要な基盤として、まちづくりの一部を担っています。

しかしながら、市民意識調査により札幌市からの理解しやすい情報提供が不足していることが課題として顕在化するとともに、頻発する食の安全を脅かす事件・事故や自然災害の発生、食品衛生法の改正など、札幌市の食を取り巻く新たな課題への対応が必要となりました。

このような状況を踏まえ、これまでの計画を見直し、今後5年間の基本施策の指針となる「第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」を策定しました。

本計画では、リスクコミュニケーションの更なる強化を図り、食に関する市民の信頼向上とともに、生産から販売まで（フードチェーン）の食の安全・安心を確保し、イベントや宿泊施設等の観光客向け施設における大規模食中毒の予防対策を徹底するなど、安全・安心面から札幌の食の魅力向上を支えてまいります。

今後も、2030年（令和12年）冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向け、食の安全と安心の確保に関する「規制」と、市民、事業者及び札幌市の「連携・協働」の両輪による施策を、より一層、強化・充実させてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、推進会議の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見を寄せられた市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

札幌市長 秋元克広



# 目 次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 第1章 計画の策定に当たって

|     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 1   | 計画策定の経緯     | 1 |
| (1) | これまでの札幌市の取組 |   |
| (2) | 計画策定の趣旨     |   |
| 2   | 計画の位置づけ     | 2 |
| 3   | 計画期間        | 3 |

## 第2章 前計画の取組と評価

|     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 1   | 前計画の概要      | 4 |
| (1) | 前計画の概要      |   |
| (2) | 前計画の主な取組    |   |
| 2   | 前計画の指標の達成状況 | 7 |
| 3   | 前計画の評価      | 8 |

## 第3章 札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 1   | 食を取り巻く現状             | 10 |
| (1) | 近年の食中毒事件とその傾向        |    |
| (2) | 国における食の安全確保に係る動向     |    |
| (3) | 自然災害の頻発              |    |
| (4) | 市民（消費者）及び事業者の意識      |    |
| (5) | 札幌市の食産業と観光           |    |
| 2   | 今後の課題                | 27 |
| (1) | 食中毒対策の徹底             |    |
| (2) | 食品衛生法の改正への対応         |    |
| (3) | 自然災害への対応             |    |
| (4) | 市民・事業者に届くわかりやすい情報提供  |    |
| (5) | 安全・安心面から支える札幌の食の魅力向上 |    |

## 第4章 基本理念と目指す都市像

## 第5章 施策

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 1   | 施策展開に当たっての基本的な方針 | 30 |
| 2   | 札幌市・事業者の責務、市民の役割 | 30 |
| (1) | 札幌市の責務           |    |
| (2) | 事業者の責務           |    |
| (3) | 市民の役割            |    |

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 3   | 施策の体系                        | 32 |
| (1) | 施策を展開する上での考え方                |    |
| (2) | 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街      |    |
| (3) | 施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街           |    |
| 4   | 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街      | 37 |
| (1) | 基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保 |    |
| (2) | 基本施策2 事業者の自主的取組の促進           |    |
| (3) | 基本施策3 危機管理体制の強化・充実           |    |
| (4) | 基本施策4 食品等の安全性に関する学習          |    |
| 5   | 施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街           | 56 |
| (1) | 基本施策1 相互理解の促進                |    |
| (2) | 基本施策2 食産業・観光の振興への寄与          |    |

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 1   | 推進体制        | 63 |
| (1) | 推進会議における審議等 |    |
| (2) | 庁内の連携       |    |
| (3) | 関係機関・団体との連携 |    |
| 2   | 進行管理        | 64 |
| (1) | 指標の設定       |    |
| (2) | 計画の進行管理     |    |

## 資料編

### 食の「安全」と「安心」

「食の安全」は科学的な根拠に基づいて、食品による健康への悪影響が十分予防・抑制されている状態をいい、「食の安心」は食品の安全性について個人が信頼している状態をいいます。「安全」は、科学的で客観的なものであるのに対し、「安心」は個人が感じる主観的なものであり、科学的に裏付けされた安全性について理解し、信頼することで得られるものです。